

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

(提案理由)

令和元年5月臨時県議会へ提案する教育に関する議案に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められたため、付議する必要がある。

参考：関係法令条項

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第29条（教育委員会への意見聴取）

地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

財第23号

令和元年(2019年)5月7日

熊本県教育委員会

教育長 古閑 陽一 様

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

令和元年5月熊本県議会臨時会に提出を予定している議案のうち、下記議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

第10号 専決処分の報告及び承認について



第 10 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求めらる。

令和元年5月10日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 57 号

訴え の 提起 について

熊本県育英資金貸付金の支払請求について、次のように訴えを提起することとする。

平成31年3月25日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

1 当事者

原告 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 蒲島郁夫

被告 熊本市北区大窪五丁目9番4号

守田舞

被告 熊本市北区大窪五丁目9番4号

守田和美

2 事件名 熊本県育英資金貸付金請求事件

3 事件の内容

被告らは、熊本県育英資金の返還を延滞しているため、約定に基づき、貸与した育英資金の返還を求めらるものである。

4 請求の趣旨

(1) 被告らは、延滞返還金及び延滞利息の金員を一括して支払え。

(2) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求めらる。

5 訴え遂行の方針

第一審の判決の結果必要がある場合は、上訴する。

